

日本にいる子との面会交流を希望する方へ

※ この説明書は，**外国返還援助決定¹**を受けている方，**日本国面会交流援助決定²**を受けている方，家庭裁判所に**子の返還の申立て³**をした方を対象にしています。

※ 申立書を提出するときは，「子の監護に関する処分（面会交流）の申立てについて」と併せて，この説明書をよく読んで提出してください。

1 申立書等の提出先について

調停の申立てをする場合の提出先は，原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所，審判の申立てをする場合の提出先は，子の住所地を管轄する家庭裁判所です。外務大臣から外国返還援助決定や日本国面会交流援助決定を受けた場合又は家庭裁判所に子の返還の申立てをした場合は，次の家庭裁判所にも調停又は審判の申立てをすることができます。

◎東京家庭裁判所

- ① 子の住所地が東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内（東日本）にある場合
- ② 日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であって，日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れない場合

◎大阪家庭裁判所

子の住所地が大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内（西日本）にある場合

2 申立書の記入について

申立書の「本申立てを必要とする理由」の「その他」欄に，記入例を参考にして該当する内容を記入してください。

【記入例】

- | |
|---|
| ■その他（平成●年●月●日に外国返還援助決定を受けた。案件番号：A-●号） |
| ■その他（平成●年●月●日に日本国面会交流援助決定を受けた。案件番号：C-●号） |
| ■その他（平成●年●月●日に子の返還の申立てをした。事件番号：●家庭裁判所平成●年（家又）第●号） |

3 申立てに必要な書類等について

- ・ 未成年者の身分事項（国籍，本籍，生年月日，身分関係等）を証する公的書面1通を添付してください。戸籍謄本（全部事項証明書），出生証明書などが考えられます。
- ・ 外国返還援助決定の通知の写し，日本国面会交流援助決定の通知の写し，子の返還申立事件の係属証明書のいずれか1通を添付してください。

¹ 子の日本への連れ去りや留置によって監護権を侵害された方は，子の返還を実現するための援助を外務大臣に申請することができます（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」といいます。）4条1項）。

² 日本国内にいる子について，子が住んでいた国の法律等により面会交流をすることができる方は，その子との面会交流を実現するための援助を外務大臣に申請することができます（ハーグ条約実施法16条1項）。

³ 子の日本への連れ去りや留置によって監護権を侵害された方は，子が住んでいた国に子を返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができます（ハーグ条約実施法26条）。